

介護インフォメーション'25 Vol. 10

— 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ —

令和8年1月20日発行

I ケアプランデータ連携システムの利用促進について

ケアプランデータ連携システムについては、「介護情報基盤」と「介護保険資格確認等 WEB サービス」に「ケアプランデータ連携機能」として統合する方針で検討が進められています。

これらのシステムが統合された後、介護事業所において「ケアプランデータ連携機能」を円滑に利用開始するためには、現在運用している「ケアプランデータ連携システム」を導入し、予めシステム利用を前提とした業務体制を構築するとともに、連携先づくりを進めることができます。

ケアプランデータ連携システムの導入・利用に当たっては、以下の支援策が利用可能ですので、ぜひ導入をご検討ください。

(1) 導入支援

介護事業所が、導入支援事業者から介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用が「介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（助成金）」による助成の対象となります。

(2) 利用支援

ケアプランデータ連携システムの利用にあたって通常 21,000 円／年のライセンス利用料が 1 年間無料となる「フリーパスキャンペーン」が実施されています。（実施期間 2025 年 6 月 1 日～2026 年 5 月 31 日 ※実施期間は延長が予定されています。）

【問合せ先】

○介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（助成金）について

ポータルサイト URL: <https://www kaigo-kiban-portal jp/>

○ケアプランデータ連携システムについて

電話 : 0120-584-708 受付時間 : 9:00～17:00（土日祝は除く）

ヘルプデスクサポートサイト URL : <https://www careplan-renkei-support jp/>

II 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査の結果について

厚生労働省老健局高齢者支援課から令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査の結果について、下記により公表されましたのでお知らせいたします。

養介護施設等におきましては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定を改めて御確認いただくとともに、利用者が安心して過ごすことができる環境を提供できるよう、従事者等への意識啓発と併せ、組織全体として高齢者虐待防止対策の一層の推進について御配慮をお願いします。

○厚生労働省掲載ページ

ホーム→政策について→分野別の政策一覧→福祉・介護 介護・高齢者福祉→高齢者虐待防止

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

リンク：厚生労働省 HP 「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html

○長野県掲載ホームページ

ホーム→県政情報・統計→組織・行財政→組織・職員→長野県の組織一覧（本庁）→介護支援課紹介→高齢者虐待を防ぎましょう
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigoshien/kenko/koureisha/sodan/koureisha.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 計画係 電話 : 026-235-7111（直通）

III 令和7年度長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について

外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を実施しています。

1 補助対象経費

介護業務に使用できる多言語翻訳機

なお、多言語翻訳機専用アクセサリ等附属品、電子辞書、スマートフォンやタブレット本体、翻訳用アプリ、モバイルWi-Fiルーターのみの機能を持つもの、月額使用料、クレジットカード等のポイント払い、本体保証費は補助対象外とする。

2 補助上限額

(1) 1施設・事業所あたり3台まで ※申請時点における対象施設・事業所の外国人介護人材の数を上限とする

(2) 補助額は補助基準額（1台あたり30,000円）と実際に支出する予定額のうち、少ない方の額に補助率3/4を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

3 募集期間

令和7年11月4日（火）から令和8年2月10日（火）まで

その他詳細は長野県公式ホームページをご確認ください。

掲載先URL（長野県公式ホームページ）

「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」

→「長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

IV 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について

長野県では、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築するため、標記補助金を実施しています。

申請した全ての法人あてに、12月23日付けで額の確定通知を発出しましたので必ずご確認をお願いいたします。

なお、精算払を希望した法人への振り込みは1月下旬から2月中旬の予定です。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 各種体験事業の実施に係る令和8年度の協力施設募集のご案内

（長野県社会福祉協議会 福祉人材センター）

長野県社会福祉協議会福祉人材センターでは、県内事業所の皆様のご協力をいただき、学生や求職者・小中学校の教員免許取得者等を対象に下記の体験事業を実施しています。

令和8年度事業の実施に向けて、福祉事業所を運営する県内法人に協力依頼のご案内をお送りする予定です。

県内の福祉人材確保及び福祉の魅力発信にもつながることから、ぜひご協力いただきますようお願いします。

■「小学校及び中学校教諭免許状取得希望者に対する介護等の体験」協力事業所募集

小中学校の教員免許取得を希望する学生は、社会福祉施設で5日間（特別支援学校で2日間）の介護等体験を行うことが義務づけられており、本会では、教員免許取得を目指す学生と施設の調整を行っています。

体験者	小学校及び中学校教諭免許状取得希望者（大学生）
対象事業所	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院 等
体験期間	令和8年7月～令和9年2月までの間に、連続した5日間で実施
事業詳細	令和8年度の実施要領等制定とあわせて「信州福祉・介護のひろば」に掲載します。 (https://fukushi-nagano.jp/)

■ 「福祉の職場体験」協力事業所募集

福祉・介護の仕事に興味がある求職者・学生が、福祉の職場の働き方や雰囲気を実際に知ることができる「福祉の職場体験」事業を実施しています。職場体験をきっかけに、就職や介護福祉士取得のための進学につながる事例もあります。

参加対象	学生(概ね中学生～高校生)、一般、福祉の仕事求職者
協力事業所	高齢、障がい、保育事業所等
体験期間等	1～5日間の間(2日間日程の体験が多数)
体験内容	利用者との交流、作業補助、利用者の介護・介助等
事業詳細	「福祉の職場体験」紹介HP(信州福祉・介護のひろば)で案内予定 (https://fukushi-nagano.jp/student/work.html)

■ ご協力可能な場合

下記問合せ先までご連絡ください。なお、すでにご協力いただいている法人事業所においては、協力継続の案内をお送りする予定ですので引き続きご協力をお願いします。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：026-226-7330

電子メール：kaigo-taiken@nsyakyo.or.jp

VI 外国人材活用介護事業所見学ツアーのご案内（長野県委託事業）

外国人介護人材の受け入れ施設を見て・感じて・学ぶチャンス！

実際に外国人スタッフが働く施設を見学し、導入の工夫や課題、成功事例を直接学べます。
介護人材確保の選択肢として外国人雇用を検討中の方に最適です。

日時 2026年2月19日（木）13:00～14:30 **※事前にお申し込みが必要です※**

場所 有限会社わが家 見学場所：宅幼老所あずま家（長野県上伊那郡宮田村7576-8）

参加費 （無料）

当日スケジュール

12:50 現地集合

13:00 ツアー趣旨・当日の流れ説明

13:05 施設ご挨拶・外国人材の受け入れ状況ご紹介

13:20 外国人材の就労現場を見学

14:00 外国人材及び施設職員との自由交流

14:30 現地解散

申込方法 右記二次元コード・下記問い合わせ電話番号等にてお申込みください。



申込フォーム

【問合せ先】事務局 アデコ株式会社（長野県外国人介護人材活用支援事業委託事業者）

TEL：050-3666-0501 E-mail：ADEJP.nagano-kaigo@jp.adecco.com

VII 介護職員等処遇改善加算取得促進事業に係る個別相談支援の実施について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで専門家による個別相談を無料で実施しています。ぜひご相談ください。

【問合せ先】（公財）介護労働安定センター長野支部内 電話：026-232-0898（直通）

FAX：026-232-0906 電子メール：info@kaigo-center.or.jp

VIII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

様式等掲載URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手續申請期間
2026 年 2 月 1 日～2026 年 2 月 28 日	2025 年 12 月 11 日～2026 年 1 月 10 日
2026 年 3 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	<u>2025 年 12 月 11 日～2026 年 2 月 10 日</u> ※申請予定者多数のため、2025 年 12 月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。
2026 年 4 月 1 日～2026 年 4 月 30 日	2026 年 2 月 11 日～2026 年 3 月 10 日

※令和 8 年（2026 年）1 月又は 2 月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様に知つていていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためにには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」
→「介護インフォメーション」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html>

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp